# 四国のまほろば　美馬市

美馬市総合計画

【概　要　版】

－だれもが住みたくなるまちをめざして－

美　馬　市

# 趣旨

地方分権の進展に伴い、脇町、美馬町、穴吹町及び木屋平村の4町村が合併し、平成17年3月1日に美馬市が誕生しました。

市制施行後初めての美馬市総合計画は合併時に作成した新市まちづくり計画を踏まえながら、これから歩みだす本市をより発展的かつ具体的に推進することを目的として策定するものです。

# 位置づけ

本計画は、市民一人ひとり、家庭や地域、企業、ＮＰＯ、各種団体などそれぞれの主体が自主的、積極的に参画、協働しながら、新しい本市を築いていくための共通の目標となるものです。

# 構成と期間

基本構想の計画期間は平成19年度から平成26年度までの8年間とし、基本計画については前期と後期に分け平成22年度までの4年間を前期とします。

実施計画では、向こう3か年の期間として策定し、毎年度更新していきます。

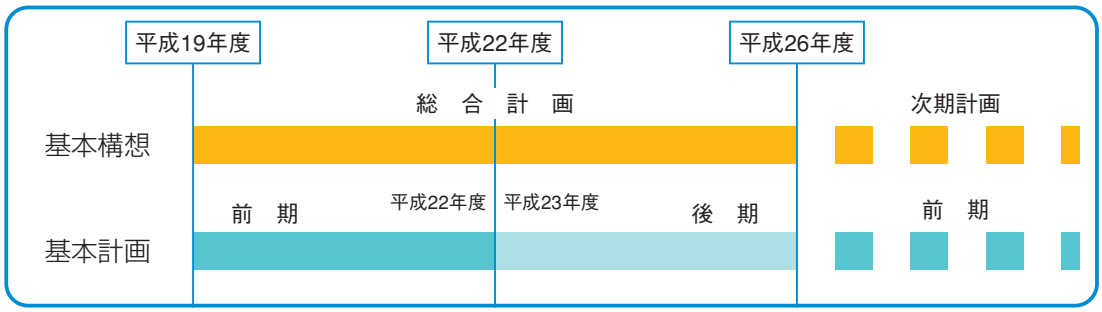

# 理念と将来像

古来、県西部の政治経済の中心地として先人が培ってきた歴史・文化を継承しながら、市民の定住意識や地域への愛着を大切にし、すべての市民の基本的人権が保障され、それぞれのライフステージにおいて常に元気に活動できる、本市に住むことが誇りとなるようなまちを創造するため、本市の将来像を次のように設定します。

## 四国のまほろば　美馬市

**ーだれもが住みたくなるまちをめざしてー**

まほろば：すばらしいところ、住みよいところを表す古語。本市では、「文化の香りが高く、周囲を山々で囲まれた、実り豊かな土地で美しく住みよいところ」としています。

# 基本理念

市民と行政は、情報や目的意識を共有し、ともに考え、種々の施策に挑戦し、役割を分担しながら協働してまちを創っていきます。このため、本市の将来像を実現するための基本理念は『 **共創・協働** 』とします。

# 基本方向

この基本理念のもと、将来像を実現していくための基本方向を次のとおり設定します。

### 1．一人ひとりの市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくり

人々が支えあい安心して健やかに暮らせる地域社会が形成され、男女共同参画が進むとともに、生涯を通じた自己実現のための活動機会が保障されるまちを目指します。

### 2．環境と調和し、安全・快適で便利なまちづくり

危機管理体制の確立、快適で利便性の高い住環境の整備、環境負荷への配慮などを踏まえ、豊かな自然環境を次世代に継承していく潤いとやすらぎのあるまちを目指します。

### 3．人が集い、交流が生まれる活力と魅力あるまちづくり

個性ある歴史・文化を保存継承しながら、地域の特性を活かした産業振興を進め、多様で活発な交流が展開される活力あるまちを目指します。

# 「共創・協働」のまちづくり

わたしはアカゲラのあーちゃん。よろしくね。
今日は美馬市の見学に来たんだ。
みんなも一緒に見ようよ！

**市になって初めての総合計画が策定され、美馬市として目指していく将来像が示されました。よりよいまちを創っていくためにもみなさんで力をあわせてまちづくりに取り組みましょう。**

6
まずは、まちづくりをする上で市民も市民役所の人もみんなでいっしょになって話しあうことが大切なんだよ。
へぇ〜
7
そのために、まちづくり活動や自治会の集まりに参加したり、市役所が行っている懇談会やワークショップ、アンケート調査などに参加したりと、方法はいろいろあるんだ。
アンケート調査
ワークショップ
市民参加
なるほど!!
そうだね!美馬市のまちづくりの基本は『共創・協働』!
まちを創るのは市民一人ひとりなんだ。
みんなで話しあって考え、力をあわせて行動するんだ。
8
このまちを『四国のまほろば』にするのがわたしたちの最終目的。そのためには市民・市役所の人全員で協力して、まちづくりをしていかなくてはね！
みんなで考えて協力すれば、いいまちができるね！
9
いいけぇ〜
みんな、とっても生き生きしてますねェ〜!!
もちろんだよ！
まちづくりはこれからだからね!
もっともっといいまちにするためにみんなで力をあわせて、美馬市を“まほろば”にするんだ!!
10
入れて下さーい!!
わたしもみんなのまちづくりに参加したくなりました!
そっか!いいところですね美馬市は!
カンドウしました！
ぜひ！ぜひ！
11
みんなで手をとりあって
大歓迎ですよ！ともにいいまちを創りましょう！

# 施策の体系

## 将来像　四国のまほろば　美馬市

## 基本理念　共創・協働

## 基本目標と施策

### 1　市民が大切にされるまちをつくる

#### Ⅰ　すべての人が尊重される社会をつくる

1.人権意識の向上
2.男女共同参画の推進

#### Ⅱ　健やかな暮らしを支える社会をつくる

1.健康づくり・保健サービスの充実
2.医療・救急体制の充実
3.生活保障制度の適切な運用
4.社会保障制度の普及促進

#### Ⅲ　地域で支えあい、ふれあえる環境をつくる

1.地域福祉の充実
2.高齢者福祉の充実
3.障害者（児）福祉の充実
4.児童・母子（父子）福祉の充実

#### Ⅳ　生きる力を育む教育環境をつくる

1.就学前教育の充実
2.義務教育の充実

#### Ⅴ　生涯を通じて学びあい教えあえる環境をつくる

1.生涯学習の推進
2.青少年の健全育成
3.生涯スポーツの振興

### 2　安心・安全・快適で便利なまちをつくる

#### Ⅰ　安心で安全な住環境をつくる

1.防災・危機管理対策の推進
2.消防対策の推進
3.交通安全・防犯対策の推進
4.消費生活の向上

#### Ⅱ　快適な住環境をつくる

1.上水道の整備
2.住宅・宅地の整備
3.景観に配慮したまちづくり
4.適正な土地利用の推進

#### Ⅲ　利便性の高い住環境をつくる

1.生活道路の整備
2.広域交通ネットワークの充実
3.市民交通システムの整備

## 3　環境と調和するまちをつくる

### Ⅰ　豊かで美しい自然環境を守る

1.自然環境の保全と活用

### Ⅱ　環境にやさしい社会をつくる

1.循環型社会の推進
2.生活環境対策の推進
3.下水処理対策の推進

## 4　活力がみなぎるまちをつくる

### Ⅰ　暮らしを支える地域産業の活性化を図る

1.農林業の振興
2.商工業の振興
3.企業立地の促進

### Ⅱ　にぎわいを生み出す観光の振興を図る

1.観光の振興

## 5　人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる

### Ⅰ　都市間交流の促進を図る

1.都市間交流と連携の促進
2.国際交流の推進

### Ⅱ　美馬文化を継承・創造する

1.歴史・伝統の継承と保護
2.芸術・文化の振興

## 6　市民と行政による共創・協働のまちをつくる

### Ⅰ　市民との共創・協働によるまちづくりを推進する

1.市民の主体的な地域づくりの推進
2.市民参画の推進
3.情報通信基盤の整備
4.提供情報の充実

### Ⅱ　将来を見据えた自治体経営を推進する

1.効果的・効率的な行財政運営の推進
2.広域行政の推進

**人口の目標**　平成27年3月末の人口　**32,000人**

基本計画 第1章

# 市民が大切にされるまちをつくる

## 1. すべての人が尊重される社会をつくる

### （1）人権意識の向上

家庭、学校、地域、企業などのあらゆる場を通じて人権教育を推進し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、人権相談事業等の充実を図ります。また、同和問題については、総合的な視野に立ち、計画的・主体的な取り組みを推進します。

### （2）男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成と促進を図るため、基本計画を策定し、市民の男女共同参画意識の確立と女性のエンパワーメント（力をつけること）の推進、女性が政治及び経済活動に参加し意思決定に参加できるかどうかをはかるジェンダー・エンパワーメント指数の向上に努めます。

## 2. 健やかな暮らしを支える社会をつくる

### （1）健康づくり・保健サービスの充実

生涯にわたる健康づくりのため、小児期から生活習慣病に着目した各種健康診査や保健指導などを積極的に展開するとともに、市民の健康管理に関する意識の向上を図ります。

### （2）医療・救急体制の充実

多様化・高度化する医療ニーズに対して、すべての市民がいつでも、どこでも適切な医療が受けられるよう、関係機関と連携しながら地域医療・救急医療体制の充実を図ります。

### （3）生活保障制度の適切な運用

保健・医療・福祉等関係機関との連携により、生活困窮の要因を見極め、世帯に応じた経済的、社会的、精神的自立に向けた援助までの相談、支援体制の確立に努めます。

### （4）社会保障制度の普及促進

日常生活において、支援を必要とする高齢者が安心して生活を送ることができるよう、安定した質の高い介護サービスの提供に努めるとともに、国民健康保険事業及び高齢者医療の安定化を進め、被保険者の健康増進を促すことで、医療費の適正化に努めます。

## 3. 地域で支えあい、ふれあえる環境をつくる

### （1）地域福祉の充実

高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が住みなれた地域社会において安心して暮らせるよう、地域で支えあう福祉社会の構築に向けた基盤づくりを進めます。

### （２）高齢者福祉の充実

高齢者が家庭、地域でいきいきと生活できる環境整備のため、健康維持と生きがいづくりなどの取り組みの充実と社会参加を促進します。また、在宅・施設福祉サービスの拡充強化に努めます。

### （３）障害者（児）福祉の充実

ノーマライゼーションの理念のもと、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進し、障害者（児）をはじめ、だれもが社会の一員として参加できる仕組みづくりを進めます。

### （４）児童・母子（父子）福祉の充実

児童の心身ともに健やかな育成を図るため、美馬市次世代育成支援行動計画に基づき、保育内容の充実や子育て支援施設の整備等に努めます。また、母子（父子）家庭の生活の安定と自立を目指し、相談体制や自立支援（促進）対策の充実を図ります。

## 4.　生きる力を育む教育環境をつくる

### （１）就学前教育の充実

幼児の健やかな成長を保障するために必要となる対策や、長期的な視野に立ち、幼児教育の機能を抜本的に強化する視点をもった取り組みを推進します。

### （２）義務教育の充実

次代を担う児童・生徒の心身ともにバランスのとれた発達を促すため、「知・徳・体」を備えたひとづくりを推進するとともに、安全で快適なゆとりある教育環境の充実を図ります。

## 5.　生涯を通じて学びあい教えあえる環境をつくる

### （１）生涯学習の推進

市民の自主的・主体的な生涯学習を支援するため、多様なニーズに応じた学習機会の提供に努めます。また、生涯学習活動の拠点となる施設の整備拡充や関係団体との連携により生涯学習支援体制の充実を図ります。

### （２）青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、関係機関との連携を強化し、青少年を取り巻く環境の浄化に努めるとともに、指導者の育成や支援、相談体制の充実を図ります。

### （３）生涯スポーツの振興

子どもから高齢者まで楽しめる生涯スポーツの普及、競技スポーツの向上と併せて、指導者の育成・確保を図り、地域全体がスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりに努めます。

基本計画 第2章

# 安心・安全・快適で便利なまちをつくる

## 1.　安心で安全な住環境をつくる

### （1）防災・危機管理対策の推進

地域防災計画及び水防計画に基づき計画的・系統的な災害対策及び想定されるあらゆる危機に対応できる危機管理体制の構築を推進します。

### （2）消防対策の推進

市民の生命と財産を災害等から守り、市民生活の安全確保と被害の軽減を図るため、総合的な消防・救急体制の確立を目指します。

### （3）交通安全・防犯対策の推進

地域、家庭、職場、学校などでの交通安全推進活動を展開し、交通事故が発生しない、発生させない環境づくりに取り組むとともに、あらゆる犯罪から市民を守り、市内から犯罪をなくすため、警察署等の関係機関との連携した取り組みを進めます。

### （4）消費生活の向上

消費者の利益を守り、被害を未然に防ぐために、消費者の自立の支援、相談機能の充実を図ります。

## 2.　快適な住環境をつくる

### （1）上水道の整備

老朽管の更新など上水道・簡易水道施設の計画的な改良整備を図るとともに、良質な水の安定供給による日常生活の安全性と利便性を確保します。

### （2）住宅・宅地の整備

地域特性を活かした計画的な住環境を整備するとともに、住宅ニーズに対応できる市営住宅の整備を進めます。

### （3）景観に配慮したまちづくり

環境美化についての啓発・教育や地域ぐるみの環境美化運動の積極的な実施等による環境保全への取り組みをします。また、多様化する市民ニーズに対応した潤いとやすらぎをもたらす公園・緑地の整備に努めます。

### （4）適正な土地利用の推進

豊かな自然環境との調和を重視しながら、市内それぞれの地域の機能性、役割を確保し、市民の生活環境を向上させるため、適正かつ合理的な土地利用を進めます。

## 3.　利便性の高い住環境をつくる

### （１）生活道路の整備

本市の一体性を確保するため、回遊性を重視した道路網の形成に努めるとともに、交通安全や災害対策などに配慮した道路環境の整備を計画的に図ります。

### （２）広域交通ネットワークの充実

市民や本市を訪れる人々が幾度となく足を運ぶことができる、快適で利便性の高い道路網の確立を促進します。

### （３）市民交通システムの整備

広大な面積を有する本市の地域特性を考慮し、子どもから高齢者まで市民のニーズに即した利用しやすい交通体系の整備を進めます。

基本計画 第3章

# 環境と調和するまちをつくる

## 1.　豊かで美しい自然環境を守る

### （1）自然環境の保全と活用

豊かな自然環境に恵まれた本市の地域特性を後世に継承するため、自然環境の保全、治水対策、国土保全や水源かん養、リサイクルを推進し、自然環境と調和したまちづくりを進めます。

## 2.　環境にやさしい社会をつくる

### （1）循環型社会の推進

人と自然の共生を図るため、資源循環社会への取り組みを積極的に進め、環境負荷の軽減に努めるとともに、「ＩＳＯ14001」認証取得の奨励に努めます。

※ISO14001：国際標準化機構（ISO）が進める国際規格。
企業や団体が、その活動に伴う環境負荷の低減のために、求められる規格。

### （2）生活環境対策の推進

快適で衛生的な生活環境を保持するため、公害や生活環境を汚染する行為への対策を講じるとともに、生活環境の改善・向上の取り組みを図ります。

### （3）下水処理対策の推進

美馬市汚水処理構想の策定により、計画的な整備を推進し、衛生的かつ快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図ります。

基本計画 第4章

# 活力がみなぎるまちをつくる

## 1.　暮らしを支える地域産業の活性化を図る

### （1）農林業の振興

農業、農村及び森林がもつ多面的機能の維持を図りつつ、基盤整備を進め、経営の改善・安定化につなげていきます。

### （2）商工業の振興

商店の振興と、市民生活の利便性向上につながる魅力ある商業環境の形成を促します。また、経営基盤の強化を促すとともに、公害がなく、住工が調和された工業振興に努めます。

### （3）企業立地の促進

企業立地支援策を充実するとともに、新規立地を促すため、適地の確保に努めます。

## 2.　にぎわいを生み出す観光の振興を図る

### （1）観光の振興

市域の観光資源を有効に活用し、特色ある観光施策を進めるとともに、観光関連団体との連携により、組織的な集客活動に努め、市のにぎわいと活力を生み出していきます。

基本計画 第5章

# 人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる

## 1. 都市間交流の促進を図る

### （1）都市間交流と連携の促進

県西部圏域の交流拠点としての取り組みの強化、都市との交流事業や姉妹（友好）都市交流を効果的に推進するとともに、団塊の世代退職者の都市部からの移住や交流の促進を図るための施策を展開します。

### （2）国際交流の推進

市民レベルでの国際交流・国際協力を推進するため、在住外国人への支援、市民の多文化理解の促進、情報提供などを行います。

## 2. 美馬文化を継承・創造する

### （1）歴史・伝統の継承と保護

伝統文化に関する市民の理解を促し、継承・保護するとともに、交流機会の確保及び文化財の保護・保存・整備に努め、市民生活向上のための活用を図っていきます。

### （2）芸術・文化の振興

市民が自主的に参加する芸術・文化活動の支援を進めるとともに多様な交流を促すイベントの開催などにより、格調高い芸術・文化風土の醸成に努めます。

基本計画 第6章

# 市民と行政による共創・協働のまちをつくる

## 1.　市民との共創・協働によるまちづくりを推進する

### （1）市民の主体的な地域づくりの推進

自治会活動や公益的ＮＰＯ団体などの、市民が主体的に活動できる地域コミュニティ活動を支援します。

### （2）市民参画の推進

住民自治・団体自治の原点に立ち戻り、市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識しながらまちづくりを進めていくための、共創・協働の仕組みを構築していきます。

### （3）情報通信基盤の整備

ＩＣＴ（情報通信技術）の利用環境を実現し、情報通信環境格差を解消するため、地域情報ネットワークの基盤整備を進めます。また、地域情報通信基盤を最大限に活用することで、地域の活性化や、市民サービスの向上を図っていきます。

### （4）提供情報の充実

市民から信頼される開かれた行政を実現させるため、情報公開制度の充実を図ります。また、広報紙、市公式ホームページを中心とした広報活動を一層充実させるとともに、市民意見の聴取に努めます。

## 2.　将来を見据えた自治体経営を推進する

### （1）効果的・効率的な行財政運営の推進

行財政システム改革の基本方針に基づき、各種事務事業について、有効性、投資効果等の観点から検討していくとともに、将来を見据えた行財政システムの確立を市民とともに進めていきます。

### （2）広域行政の推進

広域的な行政課題への対応と、より質の高い市民サービスの提供や地域の活性化を目指し、広域行政体制の見直しを進めます。

# 美馬市総合計画
【概　要　版】

発行：美馬市　企画総務部　企画調整課
〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
TEL.0883-52-8002　FAX.0883-53-9919